

電気供給約款等の変更について

2024年3月1日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（社長：藤原 正隆、以下「当社」）は、2024年4月1日に当社の電気供給約款等*1を変更いたします。

今回の変更は、電気料金に含まれる託送料金を関西電力送配電株式会社に変更することを受けて実施するものとなります。

当社はこれまでも安心して電気をご利用いただけるよう、高効率な天然ガス火力発電所を中心に事業運営の効率化に取り組んできました。引き続き一層の事業運営の効率化に努めてまいりますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

*1：電気供給約款、電気供給約款附則、電気供給条件等

1. 変更内容について

関西電力送配電株式会社による託送料金の変更を受けて、料金表の見直しを行います。詳細につきましては、別紙1にてご確認いただけます。

<ご参考：ベースプラン A-G の料金表の変更について> (円/税込)

		単位	見直し前	見直し後
最低料金（最初の15kWhまで）		1契約	377.40	466.57
電力量料金	15kWhをこえ120kWhまで	1kWh	20.31	20.21
	120kWhをこえ350kWhまで	1kWh	24.90	24.80
	350kWhをこえる分	1kWh	27.83	27.72

<ご参考：ベースプラン A-G における標準的な使用量（260kWh/月）での見直し影響金額について>

見直し前	6,591円
見直し後	6,656円
影響額	65円

※上記金額には消費税等相当額、2024年3月検針分に適用する燃料費調整単価、再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きを含みます。

2. 変更時期について

2024年4月1日付で約款等を変更し、2024年5月検針分の電気料金より見直し後の料金表を適用いたします。

3. お問い合わせ先

約款変更に関するお問い合わせ窓口

0120-600-032 《受付時間》 月～土 9時～19時 日・祝 9時～17時

(当社の電気のご利用を継続いただける場合、お客さまにて特段のお手続きは不要です。)